

嘱託警察犬審査要領

(足跡追及犬の部)

1 受審資格

- (1) 嘱託警察犬審査の申請犬種は、日本警察犬協会が示す7犬種とする。
- (2) 嘱託警察犬審査の申請犬種は、狂犬病法に定める「犬の登録」・「狂犬病予防注射」を行い、これを証明する鑑札・注射済証明書の交付を受けていること。
- (3) 所有者・飼育者・指導士については、暴力団活動等の反社会的行為がなく善良な社会人であること。
- (4) 嘱託指導士は、昼夜を問わず警察の出動要請の電話連絡に応じられること。
- (5) 足跡追及犬は、突発的かつ迅速な出動を必要とすることから、原則30分以内で出動態勢が可能な場所において飼育管理していること。

2 審査順序

- (1) 審査は、臭気選別犬・足跡追及犬の科目順で行う。
- (2) 審査の順番は、当日抽選で決定する。

3 審査基準

- (1) 指導士は、コースの設定状況を確認できない位置で待機し、審査員の指示により犬とともに出発点に移動して、遺留物品の臭気を原臭として出発させる。
- (2) 遺留物品の臭気は、コース設定者がその時点で臭気付けする。
- (3) 追及ピンの使用は、出発点に1本と最終物品の先方に立てる目印ピンの2本のみとし、目印ピンを越えた場合は招呼し、失臭地点から再追及する。
- (4) 追及の所用時間は5分以内とする。
- (5) 指導士は、犬との距離を5メートル程度保ちながら、引綱を持たずに追従することができる。
- (6) コース途中、犬が遺留品を発見した際は、指導士は速やかに審査員に告知する等の適切な処理をする。
- (7) 指導士は犬が遺留物品を発見した時、失臭地点から再追及させる時以外は、犬との距離を5メートル程度に保って追従する。なお、3メートルを限度として減点対象とする。
- (8) 犬がコースを著しく逸脱した時、又は意欲がないと認められる時は失格とすることができる。
- (9) 一般の人車等による誘惑臭は、排除しないものとする。

4 採点方法

正確度・追及意欲・動作・遺留品の発見状況等について採点する。
各審査員の採点結果を集計し、その合計点を得点とする。

5 嘱託の合否基準

嘱託警察犬審査委員会において、

- 審査会における得点
- 嘱託警察犬の地域的バランス
- 指導士の出動体制
- 審査犬の実績

等を勘案して決定する。